

浄化槽設置整備事業補助金交付申請必要添付書類一覧

1 補助金交付申請時（必ず工事着工前に申請すること）（申請の流れ③）

- (1) 補助金交付申請書（市指定様式）
- (2) A. **新築又は建て替えの場合**
 - 建築確認済通知書の写し
 - 浄化槽設計書の写し
 - 申請位置図の写し
- B. **浄化槽の設置のみの場合**
 - 適合通知書の写し
 - 浄化槽設置届出書の写し
 - 申請位置図の写し
- (3) 建物の平面図
- (4) 配置配管図
- (5) 型式適合認定書（別添仕様書及び図面を含む）
- (6) 保証登録証
- (7) 登録浄化槽管理票（C票）
- (8) 登録証
- (9) 建築確認又は設置届を連名で提出の場合は、委任状
- (10) 工事着工前の浄化槽設置場所の現況写真 ※別紙参照
- (11) 住民票（申請者個人）

※本籍、続柄、個人番号（マイナンバー）等の記載を省略し、申請日前3
カ月以内に交付されたもの

- (12) 見積書（市指定様式）

1-2 補助金交付申請時（宅内配管工事費補助及び撤去費補助を含む場合）

- (13) 建物の平面図（単独処理浄化槽又はくみ取り槽の設置場所を記載したもの）
- (14) 撤去工事前の単独処理浄化槽又はくみ取り槽設置場所の写真 ※別紙参照
- (15) 保守点検記録簿又は清掃記録簿の写し（ある場合）

2 実績報告時（必ず工事完了後30日以内に提出すること）（申請の流れ⑤）

- (1) 実績報告書（市指定様式）
- (2) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- (3) 浄化槽法第7条検査手数料及び第11条検査手数料（3年間分）の領収書の写し
- (4) 誓約書（市指定様式）
- (5) 届出を済ませた工事完了報告書の写し及び浄化槽設置工事施工管理報告書の写し
- (6) 請求書又は領収書の写し（浄化槽工事費が100万円以上の場合のみ、請求書または領収書の原本を確認し、審査後に返却するものとする。）
- (7) 補助金決定者が補助金の入金先として指定する口座に係る金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し
- (8) 施工現場写真（着工から完成まで）※別紙参照

2-2（宅内配管工事費補助又は撤去費補助含む場合）

- (9) 浄化槽使用廃止届の写し（単独処理浄化槽から転換を行う場合）
- (10) 宅内配管工事及び撤去工事過程の写真 ※別紙参照

3 補助金請求時（申請の流れ⑦）

（1）補助金交付請求書（市指定様式）～振り込みについては、交付申請者と請求者名義とは同一とする。

※必要添付書類が揃わない場合、受付は行いません。

※補助金申請者は、生駒市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を遵守して下さい。

※適切な手続きを行わない場合、補助金が交付されないこともありますので、ご注意下さい。